

平成26年度税制改正要望書

平成25年8月

一般社団法人 日本電機工業会

会長 稲村純三

現在、わが国経済は、政権交代後の政府が推し進める経済政策である「アベノミクス」により景気回復の兆しを見せてきましたが、東日本大震災からの復旧・復興対策やエネルギー安定供給問題等の昨今の課題の他、将来の少子高齢化社会到来への対策等、取り組むべき課題は依然として山積しております。

また海外との関係においては、欧米諸国に加え、中国アジア諸国等新興国の台頭による国際競争が激化しており、わが国企業をとりまく経営環境は大変厳しい情勢にあります。

このような厳しい状況下においても、我々電機業界は、高効率火力発電機器、再生可能エネルギー設備や環境配慮型家電製品の分野における世界有数の環境・省エネルギー技術等に代表されるように、世界トップレベルの技術開発力を維持しており、それらの技術や製品の国内普及はもとより、全世界への普及を通じて、世界経済の発展や地球規模の環境保全に対して大きく貢献しております。

今後も我々電機業界が、これらの活動を継続し国内外のさらなる経済発展に寄与していくためにも、グローバル経済の急激な変化に対応した、わが国税制の整備・見直し並びにその施策のタイムリーな実行こそが必要かつ急務であると考えます。

平成26年度税制改正要望では、わが国企業の国際競争力強化や国内投資促進並びに雇用維持の効果を最大限に発揮すべく、研究開発促進税制(R&D税制)の拡充、法人実効税率のさらなる引き下げの他、「日本再興戦略(成長戦略)」の中で検討が進められている設備投資促進に係る税制の拡充・見直しを中心と要望いたします。

●優先要望項目

1. 研究開発促進税制(R&D 税制)の拡充 ※

2. 法人実効税率の引き下げ

3. 設備投資促進に係る税制の拡充・見直し ※

上記1、3の項目(※の項目)は「日本再興戦略(成長戦略)」関連の項目となります。

その他の要望項目については、7ページ以降をご参照下さい。

わが国電機産業の概況

わが国の電機産業は、従来から培ってきた世界最高水準の技術・人材を維持・活用し、強い技術・製品・システムをさらに強くし、国内の生産を確保しつつ、世界へ日本の優れた技術を提供し、常に最先端の製品、システムを創出して事業展開を進めております。

●重電機器分野の概況・取組み

国内市場では厳しい価格レベルが求められるものの、火力発電設備の新規建設や高効率な発送電設備への更新需要が見込まれ、市場規模は堅調に推移すると予想されます。またグローバル市場では、新興国を中心に旺盛なエネルギー需要を背景に、今後も市場拡大が続くと見込まれます。

わが国重電産業としても、日本に強みのある火力・送変電技術の更なる高度化・高効率化の推進と共にコスト低減、再生可能エネルギー拡大とスマートグリッドなど地域・需給システム全体での最適エネルギー管理ビジネスの拡大を図りつつ、グローバル市場では、インフラ・システム輸出の競争力強化や面的拡大を図っていきます。

また、わが国企業の海外生産は増加しているものの、主要な生産拠点の多くが国内に残っており、欧米をはじめ中国・韓国メーク等との競争も激化している中、わが国企業が世界有数の技術開発力により国際競争力を維持し、さらに今後期待される新興国需要の事業獲得や、国内雇用維持・確保を実現していくためにも、法人税減税やR&D税制拡充等、税制の後押しが重要と考えます。

●家電機器分野（白物家電機器分野）の概況・取組み

国内市場は、景気や天候の影響があるものの、中長期的には買い替え需要などで堅調に推移すると予想され、グローバル市場では生活家電として新興国を中心に需要拡大が見込まれます。

わが国家電産業としても、材料・部品レベルでの改善の積み重ね、キーテクノロジーの技術革新による省エネ性能や基本機能の更なる向上、エコをキーワードとしたリサイクル技術開発と環境配慮設計による環境にやさしい製品群の創出、家庭・ビルなどにおけるエネルギー利用の最適化と消費者の利便性を実現するスマート家電としての市場拡大を図っていきます。グローバル市場においては、地域特性や生活様態に合わせた製品開発と拡販を図っていきます。

また、家電分野の生産拠点は生産コスト低減等のため既に海外生産にシフトしておりますが、今後、需要創出が期待される高付加価値製品や環境配慮設計製品の研究開発・生産について国内回帰を促進し、国内雇用維持・確保を実現していくためにも、生産コスト低減に繋がる法人税減税、設備投資減税、R&D税制拡充等が必要と考えます。

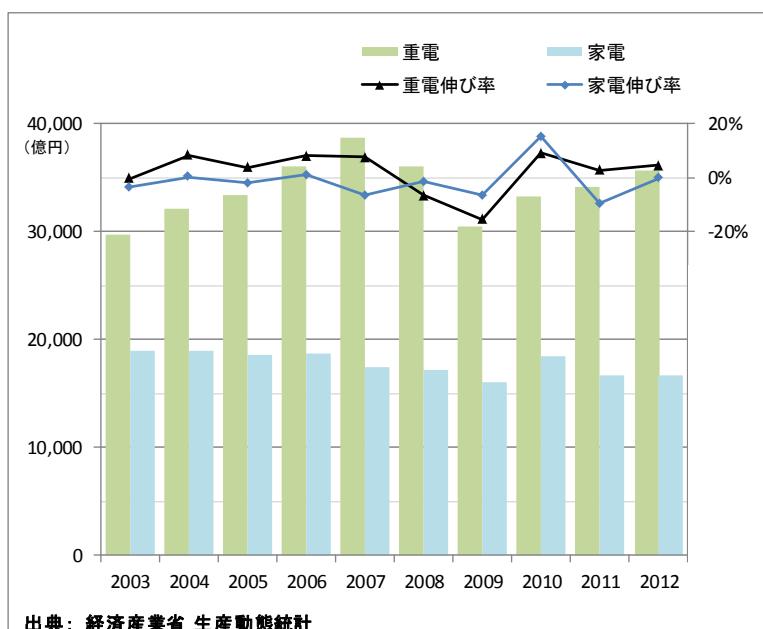
①電機・電子産業の国内生産額の概況(2012年)

(単位:10億円)

分野	金額	比率
重電機器(JEMA取扱製品)	3,561	19.7%
家電機器(JEMA取扱製品)	1,661	9.2%
電子管・半導体素子及び集積回路	4,462	24.7%
電子部品	2,089	11.6%
民生用電子機器	957	5.3%
通信機械器具及び無線応用装置	1,463	8.1%
電子計算機及び関連装置	1,175	6.5%
その他	2,686	14.9%
合計	18,054	100.0%

出典: 経済産業省 生産動態統計

②重電・家電製品の国内生産額と伸び率



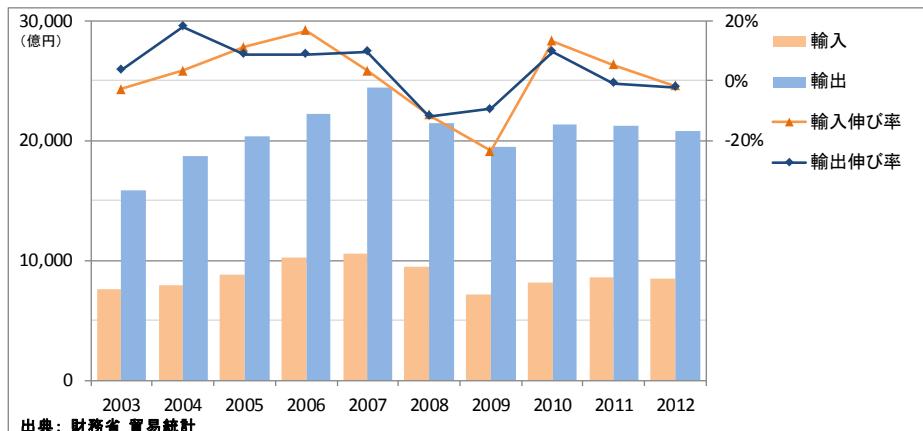
重電製品:

発電用ボイラ及び原動機、回転電気機械、電動機一体機器、静止電気機械器具、開閉制御装置及び開閉機器、原子力プラント、新エネルギーシステム

家電製品:

生活環境・冷暖空調関連機器、調理厨房関連機器、ホームランドリー関連機器、理美容関連機器、ネットワーク家電機器

③重電製品の輸出入額と伸び率



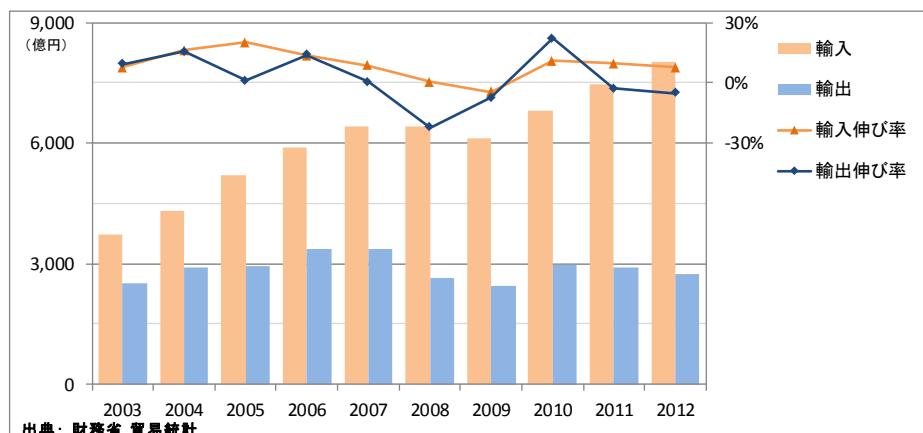
●主な輸出先(2012年度)

国名	金額	構成比
中国	4,328	20.8%
米国	3,788	18.2%
韓国	2,268	10.9%

重電製品においては生産拠点が国内が主流であり、今後、中国等のアジア諸国においては、電力の旺盛な伸びを背景とした石炭火力発電や送配電設備輸出等の需要増、また北米では高経年設備の更新需要も見込まれており、わが国の重電機器生産は堅調に推移する模様だが、一方、欧米の他、中国・韓国メークとの競争も激しい。

わが国企業の主要な生産拠点は国内に残っており、欧米・中国・韓国メーク等との競争も激化する中、わが国企業が世界有数の技術開発力を維持し、さらに今後期待される新興国需要の事業獲得や、国内雇用維持・確保に繋げるためにも、法人税減税やR&D税制拡充等、税制の後押しが重要である。

④家電製品の輸出入額と伸び率

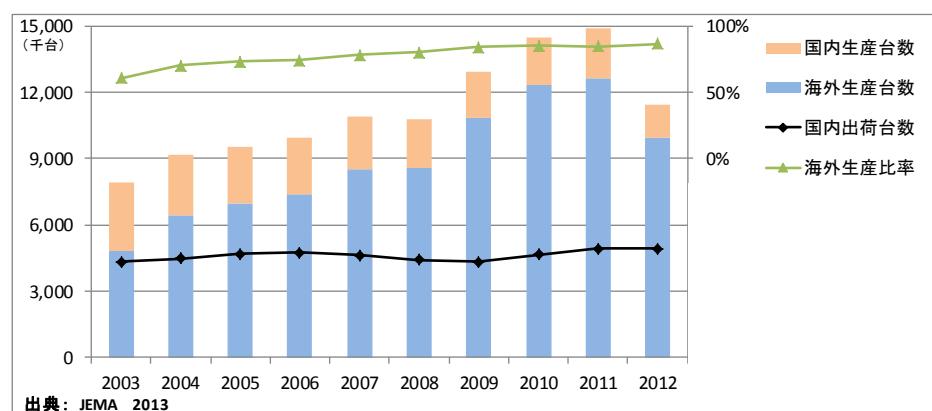


●主な輸入元(2012年度)

国名	金額	構成比
中国	6,009	74.9%
タイ	989	12.3%
マレーシア	333	4.1%

我が国の家電産業は、生産コストの低減、為替リスクの回避のため、普及品・小型製品を中心に生産拠点をアジア地域へシフトしており、そのため製品輸入割合が高い。

⑤電気洗濯機の国内・海外生産、国内出荷台数の推移



国内出荷台数はほぼ増減なく推移し、また国内生産台数は減少している一方、海外生産台数は増加し続けている。

生産拠点は生産コスト低減等のため既に海外にシフトしているが、今後、需要が期待される高付加価値製品や環境配慮設計製品の研究開発・生産について国内回帰を促進し、国内雇用維持・確保を実現するためにも、生産コスト低減に繋がる法人税減税、設備投資減税、R&D税制拡充等が必要である。

1. 研究開発促進税制(R&D 税制)の拡充

【要望内容】

- ・試験研究費の総額に係る税額控除制度の拡充を要望
 - ①税額控除限度額の引き上げ(法人税額の20%→30%)の恒久化
 - ②25年度末で期限を迎える上乗せ措置(増加型・高水準型)の期限延長
 - ③税額控除限度超過額の繰越期間延長(1年→5年以上)
 - ④繰越控除制度の適用要件を緩和し、試験研究費額が前年より増加していないことも適用できること

【目的・効果】

- ・企業の研究開発投資の後押し
- ・技術立国としてのわが国の国際競争力強化

【図表 1】 各国の制度比較と研究開発税制拡充の動き

- ・各国の制度において控除限度額自体が無い国も多く、また繰越期間もわが国と比べて長くなっている。また、ヨーロッパやアジア諸国では、研究開発拠点の 海外流出阻止や新規立地促進のために研究開発促進税制を拡充する動きが続いている。
- ・パテントボックス課税制度(特許権から生ずる所得への優遇税制)の導入については英国も2013年4月から導入しており、研究拠点立地の優遇制度の拡充が進む。

●各国の制度と拡充の動き

国名	制度	控除限度額	繰越期間	直近の改正内容
英国	損金算入型	無	無制限	08年：研究開発費の追加損金算入額を拡充。 11年：さらに算入額を拡充。
フランス	税額控除型(総額型)	無	3年	09年：税額控除余裕額を即時還付(09年,10年)。 11年：一部制度縮減。 (新設法人等への優遇税額控除率の引き下げ等)
韓国	税額控除型 (総額型又は増加型)	無	5年	10年：重点産業に係る税額控除を新設。(LED・ロボット 応用等62個の技術、金属・繊維等48個の技術) 11年：技術を新規追加。(風力・地熱エネルギー等16個、 次世代新エネルギー等3個を追加)
中国	損金算入型	無	5年	08年：開発研究費の追加損金算入率を拡充。
日本	税額控除型 (総額型+増加型)	総額型=法人税額の30% 上乗せ措置(増加型等)=同10%	1年	13年：税額控除額の控除上限30%措置の2年間延長。 上乗せ措置は13年度末で期限切れ。

出典：経済産業省「平成23年度税制改正に関する経済産業省要望 概要」等より作成

【図表 2】 J E M A会員企業における研究開発費の状況

- ・製造業が激しい国際競争に生き残るために、絶えず研究開発を行なわなければならない。

(連結ベース 単位: 億円)

年度	売上高	研究開発費	研究開発費比率	当期純利益
11年度	321,091	16,871	5.3%	▲ 5,409
12年度	307,069	15,732	5.1%	▲ 8,715
13年度見込	316,900	16,588	5.2%	5,957

出典：J E M A会員企業 経理委員会14社の有価証券報告書より作成

2. 法人実効税率の引き下げ

【要望内容】

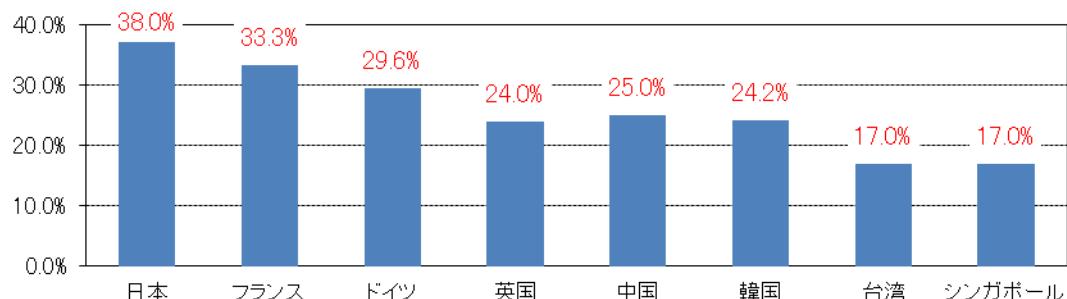
- ・引き続き 20%台前半までの引き下げを要望
- ・引き下げにあたって、その効果を最大限に発揮するため課税ベースの拡大となぬよう要望
- ・消費税引き上げ時までに地方法人特別税を単純廃止し地方法人課税の負担軽減を図りつつ、併せて地方法人課税のあり方の見直し・簡素化を検討いただくよう要望

【目的・効果】

- ・わが国企業の国際競争力強化
- ・国内投資促進による雇用の確保
- ・海外からの直接投資の促進

【図表3】各国の法人実効税率（2013年1月現在）

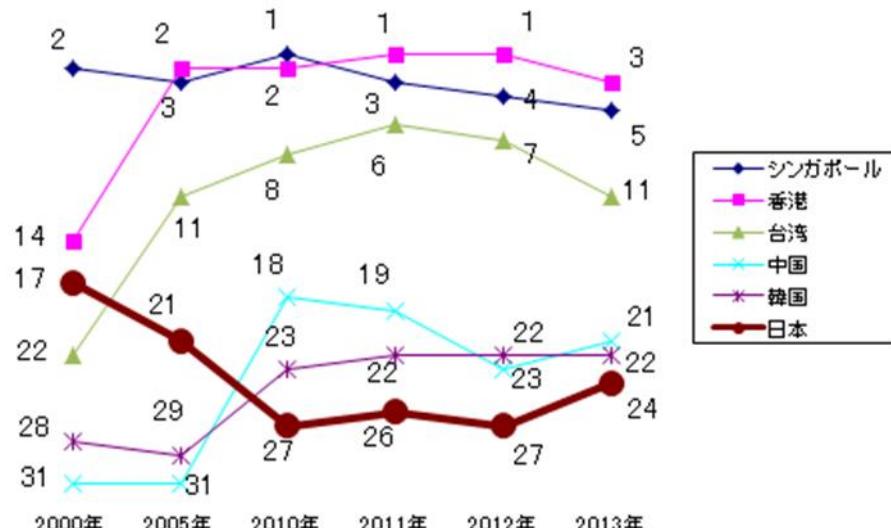
- ・近年、各国で法人実効税率の引下げが行われ、わが国でも引き下げにより2012年度より40%から35%（2012年度より3年間賦課される復興特別法人税を含み38%）となつたが、米国以外の各国と比して依然として高い水準となっている。
- ・英国では2015年4月より20%に引き下げを検討する等、わが国と各国の乖離が拡大傾向にある。



出典：財務省「法人所得課税の実効税率の国際比較（2013年1月現在）」等より作成

【図表4】IMD国際競争力順位の推移

- ・シンガポールや香港等、企業立地環境を整備した地域が上位を維持している。



出典：IMD世界競争力年鑑

3. 設備投資を促進する税制の拡充・見直し

【要望内容】

1. 設備投資に係る新たな減税制度への要望

政府成長戦略に基づき検討されている設備投資に係る新たな減税制度について、以下の点を要望

- ① 特定の法律に基づく認定や対前年度で投資額が増加する等の要件を付すことなく、使い勝手の良い簡素で普遍的な仕組みとする。新製品・高付加価値製品の製造、生産能力の増強、生産の効率化、省エネ、耐震化(津波対策含む)、更新等に係る投資は幅広く「新陳代謝」の定義を満たすものととらえる。
- ② 特別償却(即時償却を含む)に加え、税額控除も選択適用可能な制度とする。
- ③ 対象資産は構築物、無形固定資産(ソフトウェア)、建物等も含める。
- ④ 欠損金額のうち既存設備の除却損からなる部分の金額については大法人にも繰戻還付を認める。
- ⑤ 投資促進が国家戦略である以上、法人税の減免措置を受けた資産については償却資産に係る固定資産税を免除にするなど地方税についても整合性を図る。リース取引対象資産についても固定資産税を減免する。

2. 設備投資に係る既存税制の見直し

国内設備投資促進の観点から、既存税制について、以下の項目の見直しを要望

- ① (地方税) 償却資産に係る固定資産税の廃止
- ② (地方税) 償却資産税における償却計算を法人税と同一化
- ③ (法人税) 減価償却費の損金経理要件の廃止

【目的・効果】

- ・企業の国内設備投資促進
- ・装置産業の国外流出の防止
- ・国内雇用の創出

【図表5】電気機械器具製造業の年度別設備投資額

(単位:億円)

年度/項目	全産業	うち製造業	うち電気機械	製造業における電気機械の割合
2008年度	275,024	160,049	17,241	11%
2009年度	331,366	107,603	8,729	8%
2010年度	330,802	112,667	9,706	9%
2011年度	333,165	112,565	11,629	10%

出典: 財務省 法人企業統計より作成

平成 26 年度税制改正要望項目

網掛けがある項目が重点要望項目となります。

「※」の項目は、日本再興戦略（成長戦略）関連の項目となります。

- ※ 1. 研究開発促進税制(R&D税制)の拡充
- 2. 法人実効税率の引き下げ
- ※ 3. 設備投資に係る新たな減税制度への要望
- 4. 欠損金の繰越控除・繰戻期間の延長
- 5. 企業年金積立金に対する特別法人税の撤廃
- 6. 環境関連投資促進税制の延長ならびに拡充
- 7. 会計基準変更(国際会計基準とのコンバージェンス)への対応
- ※ 8. 企業組織再編税制の整備
- ※ 9. 連結納税制度の改善
- 10. 国際関連税制の見直し
 - (1)外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の軽減税国判定基準の引下げ
(20%未満)
 - (2)外国税額控除制度の改善
 - (3)二国間租税条約の新規締結・改定の推進
 - (4)移転価格税制の見直し
- 11. 印紙税の廃止
- 12. 減価償却制度の見直し
- 13. 受取配当金の益金不算入制度の見直し
- 14. 地球温暖化対策税の見直し
- 15. その他の法人税制の見直し
 - (1)貸倒引当金制度の復活
 - (2)役員賞与に係る「利益運動給与」「事前確定届出給与」の損金算入要件の緩和
 - (3)電話加入権の損金算入
 - (4)一般寄附金の損金算入限度額の拡大
- 16. 地方税の見直し
- ※ (1)固定資産税の見直し
- (2)地方税体系の見直し(整理統合・簡素化)
- (3)地方独自課税への対応(法定外税の新設導入時の手続きの法制化等)
- 17. 消費税95%ルールの復活

1. 研究開発促進税制(R&D税制)の拡充 ※

企業の研究開発投資は、将来の収益実現のため長期的視野に立ち、絶えず行われておりますが、現状の税額控除制度では、赤字決算の場合には本制度を利用できず、また税額控除限度額の繰越期間の制約もあるため、本制度の活用メリットを十分に享受できない場合があります。

研究開発拠点の海外流出を防止し、技術立国としてのわが国の国際的競争力を維持するためにも、研究開発投資をキャッシュ面で支えるべく試験研究費の総額に係る税額控除制度の拡充について、以下の通り見直しを要望いたします。

- ①税額控除限度額の引き上げ（法人税額の20%→30%）の恒久化
- ②25年度末で期限を迎える上乗せ措置（増加型・高水準型）の期限延長
- ③税額控除限度超過額の繰越期間延長（1年→5年以上）
- ④繰越控除制度の適用要件を緩和し、試験研究費額が前年より増加していないなくとも適用できること

2. 法人実効税率の引き下げ

グローバル市場での激しい競争に晒されるわが国企業にとって、欧州やアジア諸国との法人実効税率の差は、未だに大きなハンディキャップとなっております。また英国では2015年4月に20%まで引き下げる予定である等、主要国においても国際競争力強化の観点から実効税率の継続した引き下げが実施されております。

そのような潮流の中、国内外からの我が国への投資促進や雇用促進等を図り、国際競争力を一層強化するためにも、引き続き実効税率について20%台前半までの引き下げを推進いただくよう要望いたします。

また、消費税引き上げ時までに地方法人特別税を単純廃止し地方法人課税の負担軽減を図りつつ、併せて地方法人課税のあり方の見直し・簡素化を検討いただくよう要望いたします。

なお、法人実効税率引き下げにあたっては、その効果を最大限に発揮するためにも、課税ベースの拡大をしないよう併せて要望いたします。

3. 設備投資に係る新たな減税制度への要望 ※

製造業において、新製品・高付加価値製品の製造、その生産能力の増強・効率化に向けた投資の他、事業継続のための設備更新・耐震化等への投資は重要であり、また設備投資促進により装置産業の国外流出の防止や雇用促進等の効果も期待されることから、政府成長戦略に基づき検討されている設備投資に係る新たな減税制度について、以下の要望をいたします。

- ①特定の法律に基づく認定や対前年度で投資額が増加する等の要件を付すことなく、使い勝手の良い簡素で普遍的な仕組みとする。新製品・高付加価値製品の製造、生産能力の増強、生産の効率化、省エネ、耐震化（津波対策含む）、更新等に係る投資は幅広く「新陳代謝」の定義を満たすものととらえる。
- ②特別償却（即時償却を含む）に加え、税額控除も選択適用可能な制度とする。
- ③対象資産は機械・装置のみならず構築物、無形固定資産（ソフトウェア）、建物等も含める。
- ④欠損金額のうち既存設備の除却損からなる部分の金額については大法人にも繰戻還付を認める。
- ⑤投資促進が国家戦略である以上、法人税の減免措置を受けた資産については償却資産に係る固定資産税を免除にするなど地方税についても整合性を図る。リース取引対象資産についても固定資産税を減免する。

4. 欠損金の繰越控除期間・繰戻期間の延長

①欠損金の繰越控除期間の延長

繰越欠損金の期限切れが生じると、通算では利益が出ていない苦境にある企業が課税されることになります。事業の継続性に配慮し、課税の公平性を確保するために、また企業の生産設備投資が増大し研究開発の長期化も進む中、投資回収の予見可能性を高め、長期的視野での投資拡大を後押しするためにも、依然として諸外国に比べ不利な扱いとなっている欠損金の繰越控除期間の扱いについて、米国並みの20年に延長することを要望いたします。

また、期間延長に際しては、帳簿の保存期間等について企業実務の簡便化に配慮いただくよう要望いたします。

【諸外国の欠損金繰越控除期間】

英・仏・独・豪・香港・シンガポール ⇒ 無期限

米国 ⇒ 20年 台湾・韓国 ⇒ 10年

②繰越欠損金の使用制限80%の撤廃

繰越欠損金を保有しているにもかかわらず、課税所得が発生することになり、また事務負担増大も引き起こすことになるため、この制限はぜひとも取り止めることを要望いたします。

③繰戻還付の復活と繰戻期間の延長

繰戻還付については、課税の公平性の観点から、全ての企業を対象にした本来の税制の取り扱いに戻し、また繰戻期間については米国は2年であり、国際的イコールフッティングの観点から繰戻期間の延長を要望いたします。

5. 企業年金積立金に対する特別法人税の撤廃

企業年金基金は、運用利率の低迷による積立不足が問題となっており、この状況で積立残高に対する課税を行うと、更なる年金財政の悪化を招く恐れがあります。

企業年金資産の健全性を維持し、従業員及び年金受給者の企業年金に対する信頼感を高めるためにも、企業年金積立金に対する特別法人税（平成26年3月末まで停止中）については、拠出・運用時は非課税、給付時課税の原則に沿って完全撤廃していただくよう要望いたします。

6. 環境関連投資促進税制の延長ならびに拡充

地球温暖化防止は全世界が取り組むべき喫緊の課題であることは衆目の一致するところあります。世界有数の環境・省エネルギー技術を持つわが国産業界としても、地球温暖化防止に向けた低炭素技術のさらなる推進は重要なテーマであり、また東日本大震災を契機として電力安定供給確保の問題も改めて注目されております。

平成24年度税制改正においては、環境関連投資促進税制における太陽光発電設備及び風力発電設備にかかる即時償却措置が講じられ、また平成25年度税制改正においては、その対象製品の拡充等がなされました。地球温暖化防止と電力安定供給確保の両立の観点からも、本制度の恒久化を要望いたします。

また、本制度による一層の効果拡大を図るため、対象機器について、温室効果ガス排出が少なく、かつ電力の効率的・安定的な供給と省エネ化を実現する燃料電池等にも拡充いただく一方、省エネに資する重家電製品にかかる税制措置等も併せて講じていただくよう要望いたします。

7. 会計基準変更(国際会計基準とのコンバージェンス)への対応

連結先行の考えに基づいて国際会計基準とのコンバージェンスが進められていますが、国際的要請は連結のみが対象になっております。わが国の会計においては、連単分離を図り、単体について日本基準を堅持することにより、会計基準変更による税への影響を回避すべきであります。

一方で、コンバージェンスにより会計基準と法人税法の乖離はますます拡大すると予想されており、会計基準の変更が課税ベースの拡大に繋がる可能性が危惧されております。特に減価償却費の損金経理要件を廃止せずに会計基準を変更した場合、本来税務上認められる減価償却費が損金算入できなくなる場合も想定され、結果として企業の税負担が増える可能性があります。研究開発促進や設備投資促進の目的を損なわないために、会計基準変更による税への影響を回避できるよう、以下のような税制上の措置を要望いたします。

- ① 減価償却費の損金経理要件の廃止
- ② 試験研究費の発生時の損金算入
- ③ 減損損失の損金算入
- ④ 資産除去債務計上に伴う減価償却費の損金算入

8. 企業組織再編税制の整備 ※

柔軟な企業再編による企業の競争力強化に寄与するため、本制度をさらに有効活用できるよう、以下の項目につき制度の見直しを図られるよう要望いたします。

① LLC税制の創設

日本版 L L P (Limited Liability Partnership) 制度創設に引き続き、複数の企業が共同し、リスクの高い新規事業に進出できる手段として、米国で導入されている事業形態、L L C (Limited Liability Company) と同種のパススルー課税制度の創設を要望いたします。

② 株主における譲渡損益の繰り延べ措置の創設

特例法等による認定等、一定の条件を満たす自社株対価 TOB については、株主における譲渡損益の繰り延べ措置を講じるよう要望いたします。

③ 適格組織再編に係わる要件の明確化

事業継続、従業員引継、継続支配、株式継続保有の各要件の「見込み」概念が曖昧であるため、要件を明確化するよう要望いたします。

④ 時価算定方法の明確化

「税制非適格再編」における「時価評価」には曖昧な点があるため、明確化していただこう要望いたします。

⑤ 会社分割時の承継資産に関する固定資産税の取り扱い

「固定資産税」の負担は1月1日現在の所有者に納税義務が生じますが、期中売却等の場合は譲受法人がその後の期間に対応する固定資産税相当額を負担しています。会社分割時の未経過固定資産税についても、分割法人と分割承継法人との間で合理的に負担することを認めていただけるよう、運用の見直しを要望いたします。

⑥ 先行設立した受け皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要があり、この場合規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多くなっております。認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望いたします。

⑦繰越欠損金の引継ぎ制限の短縮(5年→3年)

繰越欠損金の引継ぎ制限を受ける特定資本関係期間については、現行 5 年から 3 年程度に短縮いただくよう要望いたします。

⑧従業員の引継要件の緩和

再編時の柔軟な構造改革実施のために、従業員の 80 %以上の継続雇用要件の緩和を要望いたします。

9. 連結納税制度の改善

※

連結納税制度について、以下の項目につき制度の改善を図られるよう要望いたします。

①連結対象会社の拡充

連結対象会社について、現在は完全子会社しか認められておりませんが、持株比率が 80 %以上の会社についても連結対象会社とすることを任意選択できるよう要望いたします。

②連結納税制度における中間申告納付期限の延長

連結納税制度における確定申告では、企業の事務負担を考慮して 2 ヶ月の申告期限延長が行われています。中間申告においても、確定申告と同様に申告期限を 1 ヶ月以上延長していただくよう要望いたします。

10. 国際関連税制の見直し

(1) 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の軽減税国判定基準の引下げ(20%未満)

諸外国では法人実効税率の引き下げを実施しており、タイでは 2013 年 1 月に 20 %となり、英国では 2015 年 4 月から 20 %となる見込であるため、今後、外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の判定において「20 %」が軽課税とは言えなくなる状況が想定されます。英国やタイが該当することのないよう、早急に軽減税国判定基準の引下げ(20 %未満)を要望いたします。

(2) 外国税額控除制度の改善

控除対象外国税額があるにもかかわらず、所得の減少や現地の課税とのタイムラグのために税額控除を受ける事ができないケースが発生しています。本制度の目的である国際的二重課税の解消をより確実にするため、また国際的な税負担のイコールフッティングを図るために、以下の項目について制度の見直しを要望いたします。

なお本制度の見直しに当たっては、国税だけでなく地方税においても同様の見直しがなされるよう要望いたします。

①控除限度超過額及び控除限度余裕額の繰越期間の延長(3 年 → 9 年)

②控除限度超過額の損金算入制度の創設

- ・控除限度超過となった外国法人税は繰越か損金算入の選択を認める
- ・控除不能が確定した繰越外国法人税の損金算入を認める

③損金算入を選択した場合の控除余裕額の切捨て措置の廃止

④控除限度額計算に用いる法人税額は、試験研究費等の税額控除前の法人税額とすること

(3) 二国間租税条約の新規締結・改定の推進

今後投資交流の活発化が見込まれる国々との条約締結・改正交渉の推進については、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとする一方、利子の源泉地国免税を進める等、一層の見直しを図ることを要望いたします。

特に親子間に係る源泉税の免税化は、「外国子会社配当益金不算入制度」の目的である日本への資金還流と再投資の促進を図ることができ、わが国企業の競争力強化に寄与することが期待されます。条約締結・改正交渉にあたっては、多くの日系企業が進出しているドイツ・中国・台湾を最優先とすることを要望いたします。

また、経済のグローバル化の進展により、企業が国際的二重課税に直面するケースが増加しております。移転価格税制に基づく相互協議や仲裁制度の実現等による国際的二重課税の回避のために、二国間租税条約の新規締結を加速し租税条約ネットワークの整備拡充を図っていただくよう要望いたします。

(4) 移転価格税制の見直し

移転価格問題における企業と税務当局の見解の相違を未然に防ぎ、また国際的二重課税のリスク軽減により、企業の海外活動を側面から支援することで、わが国の企業の国際競争力強化に繋げるために、本税制について以下の項目の見直しを要望いたします。

- ①事前確認制度（APA）および相互協議の一層の迅速化、効率化
- ②「国外関連者」基準の見直し（出資比率50%以上⇒50%超）
- ③相互協議およびAPAの決着に伴う過年度修正について、
地方税も含め、協議決着の日の属する事業年度において
一括調整が図れる仕組みの創設
- ④相手国政府との事前合意を移転価格課税の成立要件とすること
- ⑤事務運営指針における価格調整金と寄附金との区分の明確化

11. 印紙税の廃止

印紙税は作成文書に担税力を求める文書課税と位置付けられますが、ペーパーレス化の進んだ今日、文書にのみ課税することは課税の公平性等の観点から不合理であり、廃止していただくよう要望いたします。

12. 減価償却制度の見直し

減価償却制度について、以下の項目につき制度の見直しを図られるよう要望いたします。

①少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ

経済実態ならびに事務処理簡素化の観点から、また少額設備の更新需要を喚起することで投資の拡大効果が期待されることから、少額減価償却資産の損金算入限度額を現行の10万円未満から、30万円未満に引き上げていただくよう要望いたします。また、ソフトウェアについては損金算入限度額100万円未満に引き上げていただくよう要望いたします。

②減価償却資産区分の簡素化・明確化

平成20年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化・明確化が図られましたが、機械装置以外の有形減価償却資産（建物等）に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、企業の管理コストの軽減と適切な運用の推進のためにも簡素化・明確化を図っていただくよう要望いたします。

また、機械装置において、耐用年数表の細目に記載されていない設備（「事業用燃料電池発電装置」等）には、その他のものとして長い耐用年数が適用されるものがあるため、見直しを図り明確化していただくよう要望いたします。

13. 受取配当金の益金不算入制度の見直し

現行の制度においては、国内受取配当金に関して、その他株式に掛かる配当等の50%は、課税済みの利益に再度課税される二重課税の状態となっております。本来、受取配当金の益金不算入制度は二重課税を排除するための制度であり、持分割合に関係なく全額を益金不算入とするよう、制度の見直しを要望いたします。

また、負債利子控除計算について、負債利子中の特定利子の控除制度の復活の他、95%が益金不算入とされている外国子会社からの配当について、国内投資の促進のため全額を益金不算入とされる措置を要望いたします。

受取配当金の益金不算入制度を見直すことにより、二重課税を是正し企業の国際競争力の強化を図ることができます。また、企業の株式保有における不利な取り扱いを是正することにより、企業の株式保有を促し金融市場を活性化させる効果が期待できます。

14. 地球温暖化対策税の見直し

平成24年10月より導入された「地球温暖化対策税」については、東日本大震災以前に導入が決定され、その後のエネルギー対策の議論を反映させないまま導入がなされております。

本税制導入後、電力料金値上げ等により、我が国企業の国内立地環境の悪化や国際競争力の低下が懸念されており、平成26年4月より予定されている税率引き上げ停止の他、廃止を含めた見直しを要望致します。

また、見直しがなされない場合でも、本税制の使途について、本来の使用目的である省エネ・再生可能エネルギー対策以外への使用については反対致します。

15. その他の法人税制の見直し

(1) 貸倒引当金制度の復活

平成24年度税制改正において、貸倒引当金制度の適用法人を銀行、保険会社や中小法人等に限定されましたが、貸倒れのリスクはすべての法人に共通して存在するものであるため、課税の公平性の観点からも、貸倒引当金制度については、すべての法人に対して適用いただくよう要望いたします。

(2) 役員賞与に係る「利益運動給与」「事前確定届出給与」の損金算入要件の緩和

いわゆる役員賞与については、平成18年度税制改正で税務上も損金算入が可能となりましたが、「利益運動給与」「事前確定届出給与」とも適用要件が厳しく、制度導入を見送る企業が多いのが現状です。企業が制度を有効活用できるように、損金算入の要件を緩和していただくよう要望いたします。

(3) 電話加入権の損金算入

税法上、固定電話の電話加入権（施設設置負担金）は非減価償却資産とされています。電話加入権（施設設置負担金）そのものの価値が薄れ、その廃止が検討されている現状において、税務上で損金算入を認めていただけるよう要望いたします。

(4) 一般寄附金の損金算入限度額の拡大

平成23年度税制改正において、特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額が拡充される一方、一般寄附金については損金算入限度額が縮減されましたが、企業の幅広い地域社会への貢献活動を促進するためにも、一般寄附金についても拡充を要望いたします。

16. 地方税の見直し

(1) 固定資産税の見直し ※

① 債却資産に係る固定資産税の廃止

債却資産に係る固定資産税は諸外国には無い稀な課税制度であり、また他の投資優遇税制等を活用した場合でも、本制度による課税で投資優遇効果が減殺されてしまうこともあります。本制度がわが国企業の国際競争力の低下や、装置産業の国外流出を引き起こす要因のひとつになっています。国際的イコールフッティングを確保することで、企業の国際競争力向上、国内への投資促進による景気浮揚、国内の雇用増の実現等の効果が期待されますので、債却資産に掛かる固定資産税の廃止を要望いたします。

② 債却資産税における債却計算を法人税と同一化

平成19年度税制改正において法人税法における債却計算方法が改正されましたが、それに伴って債却資産税における債却計算方法の改正が行われなかつたため、企業は二重管理を強いられています。申告実務の軽減を図るため、平成19年度税制改正で行われた債却計算方法に債却資産税の計算方法を合わせていただくよう要望いたします。

③ 土地・家屋に対する固定資産税の見直しならびに負担水準の軽減

土地・家屋に対する固定資産税については商工業用地への過重な負担がなされております。その負担を軽減し国内産業に活力を与えるためにも、評価方法の見直しならびに負担水準の軽減を要望いたします。

(2) 地方税体系の見直し(整理統合・簡素化)

① 事業所税の廃止・見直し

事業所税の従業者割については事業税付加価値割と同様の給与課税であり雇用促進と逆行する他、資産割についても固定資産税等との二重課税となっているため、地方税体系の整理統合・簡素化の流れの中で廃止を検討いただくよう要望いたします。なお、廃止できない場合でも、免税点判定における「みなし共同事業」要件基準の見直しは早急に実施いただくよう要望いたします。

② 事業税外形標準課税の見直し

「事業税外形標準課税」については事務負担の増加が問題となっています。課税標準の簡素化、付加価値割の算出方法の改善（単年度損益の除外）等、税体系の整理統合・簡素化を要望いたします。

③ 地方税への連結納税制度の導入

連結納税制度を地方税に導入することにより、企業の納税事務の簡素化及び国税と地方税の整合性確保を実現できるので、制度導入を推進いただくよう要望いたします。

④ 地方税納付事務の簡素化

地方税の納付は自治体毎に行うため、全国規模で事業を展開している企業にとって大きな事務負担となっています。企業の納税事務負担の軽減と自治体の徴税事務効率化を同時に実現できることからも、本店所在地への一括納付を認める等、納付事務の簡素化を要望いたします。

⑤申告電子化の徹底やフォーマットの統一

申告事務効率化のため、申告電子化の徹底（全地方自治体の eL-Tax への加入）や、フォーマットの統一、自治体ごとの税率の一覧性向上等について、推進いただくよう要望いたします。

(3) 地方独自課税への対応(法定外税の新設導入時の手続きの法制化等)

地方分権の推進により、地方独自課税の新設が想定されます。公平・公正な課税を実現するためにも、地方独自課税について公の場で検討する体制の整備が必要です。新設にあたっての納税者の事前意見聴取の義務化、総務大臣の同意に際しての判断基準・内容の公表を法制化していただくよう要望いたします。

17. 消費税の仕入税額控除制度における「95%ルール」の復活

平成 24 年度税制改正にて撤廃された消費税仕入税額控除制度における、いわゆる「95% ルール」について、企業の膨大な事務コストの削減の他、当局側の税務調査コスト並びに企業の税務調査対応コストの削減等の観点から、課税売上高が 5 億円を超える事業者についても「95% ルール」の復活をいただくよう要望いたします。

以 上